

資料2 一宮市保育所入所認定基準

区分		保護者の状況	基準指数	
居宅外・居宅内労働	外勤 ・ 自営中心者 ・ 農業中心者 ※通学は外勤に準ずる	月160時間以上	10	
		月140時間以上	9	
		月120時間以上	8	
		月100時間以上	7	
		月80時間以上	6	
		月70時間以上	5	
	自営(居宅外、居宅内)協力者 ・ 農業協力者	月60時間以上	4	
		月120時間以上	7	
		月105時間以上	6	
		月90時間以上	5	
		月75時間以上	4	
内職	月60時間以上	3		
	月140時間以上	4		
出産	産前3か月 産後2か月	8		
疾病・障害	入院	概ね1か月以上	10	
	自宅療養	常時臥床(概ね1か月以上)	10	
		一般療養	週3日以上通院を伴い、加療を要する	6
			安静加療を要する	5
	障害	1、2級またはA、B判定程度	10	
		3級またはC判定程度	6	
上記以外で必要とする場合		5		
看護・介護	入院・通院付添	月140時間以上(重度心身障害者等)	8	
		月80時間以上	6	
		月80時間未満	4	
	居宅内介護	全介護を必要とする場合	7	
		一部介護を必要とする場合	5	
	その他	上記以外で必要とする場合	3	
災害	災害の復旧にあたっている	10		
その他	学生(通信制大学等)※但し通学を除く	3		
	育児休業取得中	1		
	就労予定(求職中)	1		

備考

1. 保護者(父・母)それぞれにつき基準指数を算定し、合算した世帯の指数で決定する。
2. 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合について、世帯の指数を40点とする。
3. ひとり親世帯(父または母のいずれかを、生計が一ではないと認定した場合のみ)について、世帯の指数に15点を加点する。
4. 希望する保育所に兄弟姉妹が在園している場合、世帯の指数に3点を加点する。
5. 多胎児が入所を希望する場合、世帯の指数に2点を加点する。
6. 入園時点で18歳未満の子が3人以上いる世帯で、3番目以降の児童が入園する場合は世帯の指数に1点を加点する。
7. 出産予定日の当月と前月については、母の基準指数を10点とする。
8. 市内の保育園や認定こども園、地域型保育事業所で保育士、保育教諭として就労する場合は上記に加えて6点を加点する。
前記施設で保育士、保育教諭として就労予定で求職中の場合はその保護者の基準指数を10点とする。
9. 就労状況等については、証明書に記載された過去3か月の実績及び入所日以降の状況に基づき決定する。
10. 在宅勤務をする場合については、外勤の基準指数を基本とするが、家庭の状況に応じて自宅で保育が行いやすい場合などは減点して決定する。
11. 地域型保育事業所の卒園児(従業員枠は除く)が連携施設である公立保育所を希望する場合は、優先的に入所できるよう配慮する。
12. 4月入所に限り、希望する保育所に兄弟姉妹が在園している場合、優先的に入所できるよう配慮する。
13. 希望する保育所等に入所できない場合は育児休業の延長も許容できる場合について、世帯の指数を1点とする。
14. 前各号に類する状態と市長が認める場合、基準指数を別途定める。

※入所希望者が定員を超過した場合、保護者の基準指数の合計が大きい者から優先する。

なお、基準指数の合計が同じ場合は別途定める選考指数(一宮市公式ウェブサイト(ID:1015734)に掲載)により選考を行う。